

「次期 行財政改革の方針」に関する提言の骨子（案）

県政経営を取り巻く環境

1 「地方分権・地域主権改革の進展」

「地方分権・地域主権」

・地方分権改革推進委員会 第4次勧告後、政府に地域主権戦略会議が設置された。

「地域主権推進一括法、関連法案」の審議と地域主権戦略大綱の策定に向けての検討が進められている。この改革の成否が自治体のあり方にも大きく影響する。

市町村合併の進展

・本県では、平成の合併により50市町村が19市町と市町数で38%（全国平均約53%）となるまで市町村合併が進み、また、人口1万人未満の小規模町は3町（全国459市町村）のみとなるなど、人口減少・少子高齢化等社会情勢の変化等に対応する基礎自治体の行財政基盤の整備が進展した。

平成16年9月末 50市町村(8市41町1村) 平成18年3月末で26市町(13市13町)
平成22年3月末で19市町(13市6町)

2 多様な主体による公共サービスへの転換 ～新しい公共への対応～

- ・国においては「新しい公共」の概念が打ち出されており、地域の多様な主体が様々な公共的活動に参画し、公共サービスの担い手となり、支え合い、活気のある地域社会を築く仕組みづくりが模索されている。
- ・本県では、琵琶湖の水質保全のための活動などの先進的な市民活動の歴史があり、また、「三方よし」という近江商人の理念を企業経営や社会活動のなかに浸透させる活動も行われているほか、ボランティア活動の行動者率が34%（全国平均26%）と高い率であるなど、多様な主体が新しい公共の担い手となる土壌を有している。

3 危機的な財政状況への対応

国の「三位一体の改革」による地方交付税の大幅削減以降、地方一般財源を抑制する方向で改革が進められてきた上に、産業構造が二次産業に特化し県税総額に占める法人関係税の割合の高い本県では、平成20年の世界的な景気後退の影響を大きく受け、県税収入が大幅に減少している。そうした中、「財政構造改革プログラム」など行財政改革に取り組んできたところであるが、県債残高の累増に伴う公債費の増加や社会保障関係費の増加などにより財政の硬直化が進むとともに、財源調整的な基金残高が著しく減少しており、本県財政は、依然として深刻な財政状況に直面している。

改革の基本方針

1 改革の基本方針

“自らの地域のことは自らが責任を持って作っていく”という考えを基にした「地域主権型社会」づくりや「新しい公共」の芽生えを活かす改革の流れを積極的に捉まえ、幸せや豊かさを実感し安心して暮らすことができるよう()、地域にとってより望ましい社会を実現することが求められている。これからの新しい時代における県の役割を的確に果たしていくためには、他との役割分担を図りつつ、限られた経営資源を効果的・効率的に活用する行政経営が今まで以上に求められる。

このため、次の3つの方針による行財政運営全般の見直しをする。

(印記載：基本構想の理念と整合させる)

(1) 地域主権改革に対応した県庁づくり

【 国の関与を受けない団体自治の確立 】

・ 地域主権時代を拓くため、県が地域の自治の担い手として主体的・自律的に必要な施策を展開していくことができる仕組みづくりを進める。また、そのために必要な税財政基盤の確立を目指した取組を行う。

【 地域の課題を解決できる職員の育成 】

・ 地域の様々な課題を自ら解決することができるよう、課題に即した政策を立案し、的確に遂行しうる自律した職員を育成し、持てる力を最大限に発揮できる県庁づくりを進める。

【 国・県・市町の役割の明確化と権限移譲 】

・ 「近接・補完の原則」のもと、市町の役割が一層高まっている。県は、市町の主体性、自主性を尊重し、市町で担うことが困難な事務や広域的に取り組んだ方が効率的な事務を担い、それぞれの力が効率的に発揮される行政を目指す。

・ 県の業務のうち住民に身近なサービスは原則として市町が担うことを検討する。県は国の業務のうち県が担うことで県民の福祉の向上につながる事務について移管を受け、地域の事情に照らしてよりふさわしい主体が最適なサービスを提供できる体制を目指す。

(2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり

【 協働型社会づくり 】

・ 国では「新しい公共」の芽を活かす政策が検討されているところである。県としてはそれらの政策を活かしつつ、地域における様々な主体が自らの役割のもと県とともに積極的な行動を展開する社会づくりを進める。

【 新しい公共への開放 】

・ より県民に見える県政経営を進め、県行政全般について、これまで公が担い展開してきた領域を「新しい公共」に開き、様々な主体が参加し、決定する仕組みを作る。

【 新しいサービス市場の創造 】

・ 地域社会におけるニーズに対し様々な主体がより質の高い、多様なサービスを提供する中で、新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開されるような社会づくりを目指す

す。

(3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤の確立

〔簡素化・効率化・重点化による行政課題に対応できる基盤づくり〕

・ 様々な行政課題に的確かつ持続的に対応できるよう、滋賀の活力を生かすとともに、組織体制の簡素化・効率化や歳入・歳出両面からの改革を進め、施策の重点化を図るなどの持続可能な行財政基盤の確立を目指す。また、安定的な税源基盤の確保のため、経済活性化に向けた政策を検討する。

〔深刻な財政危機に対する着実な対応〕

・ 県ではこれまで数次にわたり行財政改革に取り組んできたところであるが、国の制度改革や経済環境の変化などを背景に危機的な財政状況に直面していることから、財政の健全化に向け、当面の財政危機に対し改革の道筋を示し、着実な対応を図る。

改革の取組み方策(実施項目)

1 地域主権改革に対応した県行政を進める仕組みづくり

- (1) 自らの地域のことは自ら責任を持って対応していく、地域主権型行政体制の整備を進める。
- (2) 県の自主性、主体性の拡大につながる地方税財政制度の実現に向けた取組みを推進する。
- (3) 地域の課題を解決できる政策立案能力の高い職員の育成強化を図る。
- (4) 国、県、市町の役割分担を踏まえた改革を推進する。
- (5) 市町と信頼し、連携できる体制を創る。

2 協働型の県行政を進める仕組みづくり

- (1) 県民等との協働事業の更なる推進を目指す。
- (2) 協働の担い手を育む支援を進める。
- (3) 住民主体の見える県政を推進する。
- (4) 行政以外の多様な主体の力の積極活用

3 財政の健全化

- (1) 県の担うべき役割や事業の優先度等を踏まえた歳出改革を推進する。
- (2) 経済の活性化など自主財源確保の取組を推進する。

4 効率的な行政運営体制の推進と組織の活性化

- (1) 簡素化・スリム化、必要な行政課題に対応する組織整備と定員管理の適正化を図る。
- (2) 早期退職者制度の活用と新規採用者の一定人員確保による組織の活性化を図る。
- (3) 目標の明確化、課題解決型の業務執行などによる組織力の最大化を図る。

5 「外郭団体および公の施設見直し計画」の着実な推進

6 業務改善の推進

- (1) 電子化、共通化、一元化による業務改革を推進する。
- (2) 必要な行政課題に対応するため、部の枠組みを超えた業務遂行方法を構築する。

収支改善の目標数値など可能なものについては目標(数値化)を設定

提言の実現にあたって

- ・この提言の趣旨に沿って、概ね4年間を目途として、明確な目標を掲げた行財政改革方針および実施計画を策定し、実現に向けて着実に取り組まれることを期待する。
- ・なお、改革の取組みにあたっては進行管理を行われたい。
また、方針の取組み期間は4年間とするが、取組み期間内においても本県の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合は、適宜見直し検討を行われたい。